

No	質問	回答
1	説明会資料は どこで入手できますか？	以下のWebページで公開しております。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/jigyosha.html
2	提出書類の様式はどこから入手できますか？	以下のWebページでダウンロードが可能です。ただし、前年度に計画書を提出されている場合は、県から審査後の計画書ファイルを送付していますので、そちらをご使用ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaikeikakusyo.html
3	今回の説明会の動画は公開されますか？	本説明会の映像データの公開は予定しておりません。計画制度等を説明した動画を御参照いただくほか、不明な点は個別にお問合せください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/keikaku.html https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikiseido.html
4	削減目標未達成の場合、どのような扱いになりますか？	事業所ごとの各削減計画期間の達成状況は、県が公表するものとしています。また削減不足量は、次の削減計画期間の削減目標量に加えられます。
5	推進者の選任解任届出は、メールで提出できますか？	所定の様式に記入の上、様式をメールで送信してください。押印は不要です。様式の掲載場所、メールの宛先は以下のWebページをご参照ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaikeikakusyo.html
6	基準排出量の変更協議は、どなたに連絡すればいいですか？	まずはいつも御連絡いただいている担当者に御相談ください。内容により、協議担当者に担当を代わる場合があります。
7	第三者検証にて要協議となりました。協議の連絡は県からいつありますか？	第三者検証において、購買伝票等が確認できない場合などガイドラインどおりの算定が確認できなかった場合は、検証結果報告書が「適合」ではなく「要協議」として発行されます。（基準排出量の決定・変更の協議とは異なるものです。） 検証結果報告書を県に提出する際に併せて、排出量等を確定させる「協議」を行ってください。（「要協議」の検証結果報告書が提出された場合は、そのタイミングで県からも連絡を行います。）
8	前年度に県からフィードバックされたシートとその後実施した第三者検証で修正したシートではどちらを優先して使用すれば良いですか？	原則は県の審査を経てお返ししたファイルをお使いいただきますが、その後第三者検証を受け修正された場合は、修正されたファイルをお使いください。（より新しい、より正しいファイルをお使いください。）
9	埼玉県へ提出する算定報告書の対象は、GHGプロトコルのスコープ1+スコープ2としても良いですか？ 換算係数などが違うだけで、算出範囲はほぼ同等ですか？	県への報告する算定対象活動は概ねスコープ1、スコープ2と一致していますが、詳細なルールは算定ガイドラインに従います。具体的な疑義があればお問合せください。 なお、事業所範囲の設定の考え方に基づき「同一事業所」となる場合は、その事業所内の他者の排出も算定に含めてください。特に排出量取引制度の対象事業所においては、第三者検証においても確認されます。
10	3年間連続で原油換算のエネルギー使用量が1500kL/年以上となった場合、基準排出量の決定協議は、いつ必要ですか？	事業所の原油換算した使用エネルギーが3か年度連続で1,500kLとなったときに基準排出量決定協議が必要です。3か年度連続して1,500kLとなった翌年度の計画書提出時までに協議を実施してください。
11	3年間連続で原油換算のエネルギー使用量が1500kL/年以上となった場合、第三者検証の受検は、いつ必要ですか？	第3削減計画期間の第三者検証については、第3削減計画期間の最終年度の翌年度末（令和7年度末）までの受検をお願いします。第3削減計画期間から制度対象となった事業所は、実績年度に合わせて、基準年度の検証も上記期限までをお願いします。 （例：令和4年度から制度対象となった場合、基準年度と令和4～6年度の検証を、令和7年度末までに受検する。） ただし、基準年度の検証については、算定対象活動の漏れや事業所範囲設定の誤り等を防ぐため、基準排出量の決定協議により基準年度などを決定した後、速やかに受検することをお勧めします。

No	質問	回答
12	算定資料において、建物には可搬式の建物や倉庫等も含まれますか？	算定資料の延床面積に記載していただく「建物」は、建築基準法の建築物に該当するものです（土地に定着されていないものは建築物に該当しない可能性があります）。なお、「建築物」の当否は、建築確認の要否にはよりません。 また建物に該当しない「施設」の場合は、床面積には含まれませんが、事業所範囲内においてエネルギーを使用する場合は算定対象活動には含め、燃料等使用量を計上してください。（例：定額契約電灯など）
13	床面積や従業員数等に変更がある場合、申請時に報告すれば良いですか？事前に変更届等が必要ですか？	従業員や床面積に変更がある場合は、変更があった翌年度に提出する計画書において、変更後の内容を御記載ください。 ただし、床面積の増減が基準排出量の変更協議の要件に該当する場合は、計画書の提出とは別に協議が必要です（従業員数の増減は変更協議の対象にはなりません）。
14	低炭素電力を使用すればCO2排出量は少なくなると思うのですが、低炭素電力として改めて報告する趣旨は何ですか？	CO2排出量の算定にあたっては、使用している電気供給事業者、電力メニューの種類に関わらず、原則固定の排出係数（0.495t-CO2/kWh）で算定をしていただきます。県が定める低炭素電力の要件を満たす場合のみ、低炭素電力の寄与分を改めて削減し、排出量を計算する流れとなります。
15	電力会社がクレジット等により温室効果ガスの排出をオフセットしている電力を購入している場合（フリー電力、排出係数0）、二酸化炭素の排出係数を0として計算する事は可能ですか？また、クレジットへの利用は可能ですか？	低炭素電力の削減量については、国の公表する電気供給事業者別排出係数一覧の数値が、埼玉県が低炭素電力として認める要件を満たすかどうかを基準として判断します。（上記係数に反映されない形態での環境価値の取得は、低炭素電力としては認められません。）
16	環境省が推奨する電力リバースオークション制度を活用する電力は、埼玉県の低炭素電力として認められますか？	低炭素電力の削減量については、国の公表する電気供給事業者別排出係数一覧の数値が、埼玉県が低炭素電力として認める要件を満たすかどうかを基準として判断します。（上記係数に反映されない形態での環境価値の取得は、低炭素電力としては認められません。）
17	排出量取引の現在の価格を教えてくださいませんか？	埼玉県では、第1削減計画期間（平成23～26年度）の取引価格を以下のWebページで公表していますが、第2削減計画期間の整理における取引価格はまだ現時点では公表していません。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html なお、東京都が東京都制度における取引価格を公表していますので、併せて参考にしてください。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.html#cmssateikekka
18	診断事業の対象となる中小企業、大規模事業所とはどのようなものですか？	支援制度における「大規模事業所」とは、排出量取引制度の対象事業所である「大規模事業所」と同義です。「中小規模事業所」とはそれ以外の事業所を指します。 診断事業の対象となる「中小企業（中小企業者）」とは、埼玉県中小企業振興基本条例に基づき資本金と従業員数で判断されるものです。
19	診断事業や補助金の対象は中小企業とありますが、グループになると大企業となる場合や、親会社が大企業の場合でも対象となりますか？	申請事業者自身が、中小企業であれば、中小企業を対象とする事業の対象となります。いわゆる「みなし大企業（大企業が実質上支配している中小企業）」についても申請対象となりますが、事業によっては採択の優先順位などが劣後するものがあります。